

平成15年4月21日
周南社協規程第3号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
会 員 規 程

一部改正 平成29年6月14日

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会員について必要な事項を定めるものとする。

(会 員)

第2条 本会の会員は、定款第33条第3項の規定に基づき、本会を構成する組織並びにその他の個人又は法人等の団体で、周南市に住所若しくは事務所を有するもので、次のように区分する。

(1) 住民会員（各世帯）

地区社会福祉協議会・福祉員会・自治会等福祉活動に関わる住民組織に加入する世帯

(2) 施設団体会員

ア ボランティア団体

イ 当事者団体

ウ 民生委員・児童委員の組織

エ 社会福祉施設及び当事者

オ 社会福祉・行政機関

カ 社会福祉、保健、医療、教育、労働その他機関・団体

(3) 賛助会員（法人、篤志家等）

一部改正（平成29年6月14日）

(会 費)

第3条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は、年額とし、次の区分にする。

(1) 住民会員 一口 300円

(2) 施設団体会員 一口 2,000円

(3) 賛助会員（法人） 一口 3,000円

(4) 賛助会員（個人） 一口 1,500円

(入会・退会)

第4条 本会に入会しようとするものは、別に定めるところにより申し込むものとする。

2 会員は自由意志により退会できるものとする。ただし、この場合既納の会費は返還しない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月21日から施行する。
- 2 第3条第2項第1号の規定に関わらず、当分の間旧徳山社協区域の住民会費は、一口100円とする。

附 則（平成29年6月14日）

この規程は、公布の日から施行する。